

第2章 行政機構

1 総論

平成27年度の機構・定員要求に当たっては、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成26年7月25日閣議決定）及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に併せ、「平成27年度内閣の重要課題を推進するための体制整備及び人件費予算の配分の方針」（平成26年7月25日内閣総理大臣決定）に沿って、東日本大震災からの復興の加速化に適切に対応するとともに、内閣の重要政策に係る取組に重点化を図るなどとされた。

こうした中で、農林水産省の平成27年度の組織・定員については、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農政改革を着実に推進するため、以下のとおり措置するなど、農林水産省組織を再編した。

- ア 専門性・政策性を発揮し得る体制の整備
 - ・ 農林水産政策の戦略的な推進体制の充実
 - ・ 技術行政の体制整備
- イ 産業政策と地域政策の推進体制の充実
 - ・ 農林水産物・食品の市場拡大に向けた体制の充実
 - ・ 農山漁村活性化を推進するための体制強化
- ウ 現場と農政を結ぶ体制の整備

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

- ア 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成26年法律第21号）による改正（平成27年4月1日施行）

森林保険特別会計の廃止に伴い、「農林漁業保険審査会」が「農漁業保険審査会」に改組された。
- イ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）による改正（平成27年4月1日施行）

本省に置かれていた独立行政法人評価委員会が廃止されるとともに、農林水産技術会議の所管する独立行政法人が国立研究開発法人に名称変更された。
- ウ 半島振興法の一部を改正する法律（平成27年法律第6号）附則第五条による改正（平成27年4月1日施行）

「半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が平成27年3月31日に延長された。

- エ 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成27年法律第66号）による改正（平成27年9月10日）

内閣府から農林水産省に食育推進会議が移管されるとともに所掌事務に「食育推進基本計画（食育基本法（平成17年法律第63号）第十六条第一項に規定する食育推進基本計画をいう。）の作成及び推進に関すること。」が追加された。

- オ 競馬法の一部を改正する法律（平成27年法律第18号）による改正（平成27年10月1日施行）

地方農政局及び北海道農政事務所の分掌事務に「中央競馬及び地方競馬の監督及び助成に関すること。」が追加された。

- カ 農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成27年法律第30号）による改正（平成27年10月1日施行）

地方農政局及び北海道農政事務所の所掌事務に「所掌事務に係る物資についての輸出入並びに関税及び国際協定に関する事務のうち所掌に係るものに関すること。（輸出に係るものに限る。）」及び「農林水産省の所掌事務に関する相談に関すること。」が追加されるとともに、地域センターが廃止された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

- ア 森林国営保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第42号）による改正（平成27年4月1日施行）
 - (ア) 本省内部部局関係

経営局及び同局保険課の所掌事務を変更。
 - (イ) 林野庁関係

森林整備部及び同部計画課の所掌事務を変更。
- イ 食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に

関する政令（平成27年政令第68号）による改正（平成27年4月1日施行）

消費・安全局及び同局表示・規格課の所掌事務に「食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準及び飲食物品以外の農林物資の品質に関する表示の基準に関すること。」が追加されるとともに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の名称変更に伴い、農林物資規格調査会は、「農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。」とされた。

ウ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成27年政令第74号）による改正（平成27年4月1日施行）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備がおこなわれた。

エ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成27年政令第186号）による改正（平成27年4月10日施行）

本省に国立研究開発法人審議会が設置された。

オ 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行令（平成27年政令第227号）による改正（平成27年6月1日施行）

食料産業局及び同局新事業創出課の所掌事務に「特定農林水産物等の名称の保護に関すること。」が追加された。

カ 農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成27年政令第319号）による改正（平成27年10月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 大臣官房

- ① 大臣官房の所掌事務を変更。
- ② 審議官2人及び参事官3人を増設。
- ③ 大臣官房の課（部に置く課を除く）を秘書課、文書課、予算課、政策課、広報評価課及び地方課に再編。
- ④ 国際部国際協力課を国際地域課に改組、同部国際政策課及び国際経済課の所掌事務を変更。
- ⑤ 検査部を検査・監察部に改組、調整課を調整・監察課に改組。

b 消費・安全局

- ① 消費・安全局の所掌事務を変更。
- ② 表示・規格課及び消費者情報官を消費者行

政課に、消費・安全政策課を食品安全政策課に改組。

c 食料産業局

- ① 食料産業局の所掌事務を変更。
- ② 食文化・市場開拓課及び輸出促進課の新設、新事業創出課を知的財産課に、食品小売サービス課を食品流通課に、食品製造卸売課を食品製造課に改組。
- ③ 企画課及び産業連携課の所掌事務を変更。

d 生産局

- ① 畜産部飼料課の新設。
- ② 農産部農業環境対策課及び畜産振興課の所掌事務を変更。

e 経営局

- ① 経営局の所掌事務を変更。
- ② 総務課、就農・女性課、協同組織課及び金融調整課の所掌事務を変更。

f 農村振興局

- ① 農村振興局の所掌事務を変更。
- ② 整備部農村整備官を地域整備課に、農村政策部中山間地域振興課を地域振興課に改組。
- ③ 総務課、農村政策部農村計画課、都市農村交流課及び農村環境課並びに整備部土地改良企画課の所掌事務を変更。

g 政策統括官

政策統括官の新設及び参事官2人を新設。

(イ) 地方支分部局関係

a 地方農政局

北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局の総務部を廃止、整備部及び農村計画部を農村振興部に改組。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第34号）による改正（平成27年4月1日施行）

(ア) 本省支分部局

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

- ① 農村計画部の所掌事務を変更。
- ② 整備部及び同部土地改良管理課の所掌事務を変更。

(イ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 国有林野部

- ① 国有林野部管理課の所掌事務を変更。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成

27年農林水産省令第66号)による改正(平成27年8月1日施行)

国営かんがい排水事業「津軽北部二期地区」及び国営農地防災事業「一三湖地区」が新規着工することに伴い、津軽農業水利事務所の所掌事務を追加し、その名称を変更するとともに、事業実施機関を新設した。

ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(平成27年農林水産省令第70号)による改正(平成27年10月1日施行)

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

- ① 秘書課に人事企画官を新設。
- ② 文書課に災害総合対策室を新設。
- ③ 予算課に経理調査官及び首席営繕専門官を新設。
- ④ 政策課に技術政策室、食料安全保障室、環境政策室を新設、情報分析室及び食ビジョン推進室を廃止。
- ⑤ 広報評価課に広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室を新設。
- ⑥ 国際部国際政策課に国際戦略室及び国際交渉官を新設、対外政策調整室を廃止。
- ⑦ 国際部国際経済課に国際農業機関調整官を新設。
- ⑧ 国際部国際地域課に国際交渉官を新設。

(b) 検査・監察部

- ① 調整課に審査室、行政監察室及び会計監査室を新設。
- ② 検査課に上席検査官を新設。

(c) 消費・安全局

- ① 消費者行政課に食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室を新設。
- ② 食品安全政策課に食品安全技術室及び食品安全危機管理官を新設。

(d) 食料産業局

- ① 企画課の食品企業行動室及び商品取引室を廃止。
- ② 食文化サービス課に和食室及び外食産業室を新設。
- ③ 輸出促進課に海外輸入規制対策室を新設。
- ④ 産業連携課にファンド室を新設、海外展開・輸出戦略室及び海外輸入規制対策室を廃止。

- ⑤ 知的財産課に種苗審査室を新設。
- ⑥ 食品流通課に卸売市場室及び商品取引室を新設。
- ⑦ 食品製造課に食品企業行動室及び食品企画室を新設。

(e) 生産局

- ① 農産部農業環境対策課の鳥獣災害対策室を廃止。
- ② 畜産部畜産振興課の飼料需給対策室及び草地整備推進室を廃止。
- ③ 畜産部飼料課に流通飼料対策室を新設。

(f) 経営局

- ① 総務課の災害総合対策室を廃止。
- ② 農地政策課に農地集積促進室を新設、農地業務室を廃止。
- ③ 就農女性課に女性活躍推進室を新設、女性・高齢者活動推進室を廃止。

(g) 農村振興局

- ① 農村政策部農村計画課の耕作放棄地活用推進室を廃止。
- ② 農村政策部地域振興課に日本型直接支払室及び中山間地域室を新設。
- ③ 農村政策部農村環境課に鳥獣対策室を新設。
- ④ 整備部農地資源課に多面的機能支払推進室を新設、農地・水保全管理室の廃止。
- ⑤ 整備部地域整備課に農村整備調査官を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
大臣官房	人事企画官	職員の人事に関し調整を要する重要事項についての企画及び連絡調整。
	災害総合対策室	農林水産省の所掌事務に係る災害対策の総括。
	経理調査官	予算課の所掌事務に関し調整を要する重要事項(予算調査官の所掌に属するものを除く。)についての調査、企画及び連絡調整。
	首席営繕専門官	農林水産省所管の建築物の営繕工事に関する専門技術上の事項についての調査及び指導並びに営繕工事の設計及び施工の監督及び総括。

技術政策室	農林水産省の所掌事務に係る技術に関する総合的な政策の企画及び立案。	国際農業機 関調整官	に調整。
食料安全保 障室	食料の安定供給の確保に関する政策（食品衛生に係るものを除く。）の企画及び立案。食料自給率の目標。食料の需給の見通し。農林水産省の所掌事務に係る物資（農林水産業専用物品を除く。についての物価対策に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括。	検査・監察 部	多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての企画及び連絡調整に関する事務を整理。検査報告書、行政監査報告書及び会計監査報告書の審査。
環境政策室	農林水産省の所掌事務に係る環境の保全に関する総合的な政策の企画及び立案。独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務。	行政監察室 会計監査室	農林水産省の行政の監察。農林水産省の所掌に係る会計の監査。
広報室 報道室 情報管理室	広報。報道関係者に対する広報。農林水産省の保有する情報の安全の確保。農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関する総合的な企画及び立案並びに推進。農林水産省の保有する情報の公開。農林水産省の保有する個人情報保護。公文書類の接受、発送、編集及び保存。	消費・安全 局	食品表示・規格監視室 日本農林規格（食料産業局の所掌に属するものを除く。）。食品表示法の規定による販売の用に供する食品（酒類を除く。）に関する表示及び飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の適正化に関する検査及び指導。牛の個体識別のための情報の管理及び伝達。
情報分析室	農林水産省の所掌事務に係る基本的な政策に関する情報の分析。食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十四条の規定による食料、農業及び農村の動向及び施策に関する年次報告等。	米穀流通監 視室	米穀及び米穀を原材料とする飲食料品（料理を含む。）の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達。米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項。農産物検査法の規定による農産物の検査の適正かつ確実な実施を確保するための措置。
国際部	国際戦略室	食料産業局	農林水産省の所掌事務のうち食品の安全に係るものに関する総合的な政策の企画及び立案を行うために必要な科学技術の研究及びその成果の普及。
		和食室	伝統的な食文化の保護及び継承の推進。
		外食産業室	食品産業その他の農林水産省の所掌事務に係る事業（卸売業小売業及び製造業を除く。）の合理化。食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業を営む中小企業の育成及び発展。食産

	産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務の総括。食料の安定供給の確保の観点からの外食産業の発達、改善及び調整。	二条第一項第一号に掲げる農地の農業上の利用の確保。
海外輸入規制対策室	農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸入の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する総合的な政策の企画及び立案。	中山間地域室 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援。 鳥獣対策室 鳥獣害の防除。 多面的機能支払推進室 農地その他の農業資源の保全を図るための活動に対する支援。
ファンド室	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の施行。	(イ) 施設等機関関係 a 組織の改正等 (a) 農林水産政策研究所 企画広報室、庶務課及び会計課の新設、総務部を廃止。
種苗審査室	農林水産植物の品種登録に係る審査。	(ウ) 本省地方支分部局 a 組織の改正等 (a) 地方農政局 ① 地方参事官を新設。 ② 企画調整室 企画調整室の所掌事務を変更。 ③ 総務部等 総務部の所掌事務を変更、総務管理官の新設、総務課及び会計課に再編、次長を廃止。 ④ 消費・安全部 消費・安全部の所掌事務を変更、次長及び業務課を廃止。 ⑤ 生産部 生産部の所掌事務を変更、次長を廃止。 ⑥ 経営・事業支援部 経営・事業支援部の所掌事務を変更、地域食品課、地域連携課及び食品企業課を新設、次長及び事業戦略課を廃止。 ⑦ 農村振興部 農村計画部及び整備部を農村振興部に改組、設計課、農村計画課、土地改良管理課、農村環境課、事業計画課、用地課、水利整備課、農地整備課、地域整備課及び防災課を新設。 ⑧ 統計部 次長を廃止。 ⑨ 支所を廃止。
卸売市場室	卸売市場の整備及び中央卸売市場の監督。	(b) 地域センター 地域センターを廃止。
商品取引室	商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るもの。	(c) 北海道農政事務所
食品企業行動室	食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する企業行動の適正化に関する事務の総括。	
食品規格室	日本農林規格の制定並びに日本農林規格による格付に関する基準の策定並びに登録認定機関及び登録外国認定機関の行う業務。	
生産局	畜産経営安定対策室 畜産に関する経営管理の合理化。 流通飼料対策室 輸入飼料の需給及び流通。	
経営局	農地集積促進室 農地の利用の効率化及び高度化の促進。 女性活躍推進室 女性の農業経営への参画の促進その他就農条件の改善。農林水産業における女性の能力の活躍の促進に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての連絡調整。	
農村振興局	日本型直接支払室 農業の有する多面的機能の発揮の促進。農地法第三十	

- ① 地方参事官を新設。
- ② 総務課、会計課を新設。庶務課、厚生課、人事課及び経理課を廃止。
- ③ 企画調整室の所掌事務を変更。
- ④ 農政推進部を廃止。
- ⑤ 生産経営産業部を新設、生産支援課、業務管理課、担い手育成課及び事業支援課を新設。
- ⑥ 消費・安全部
消費・安全部の所掌事務を変更。
- ⑦ 地域センター
地域センターを廃止。

(エ) 水産庁関係

a 組織の改正等

(a) 増殖推進部

- ① 栽培養殖課に内水面漁業振興室を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名	名称	所掌事務
増殖推進部	内水面漁業振興室	内水面漁業の振興に関する総合的な政策の企画及び立案。内水面漁業の振興に関する指導。

- イ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成27年政令第266号）
- ウ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成27年政令第328号）
- エ 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成27年政令第427号）
- オ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第41号）
- カ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第62号）
- キ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第75号）
- ク 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成27年農林水産省令第86号）

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に基づき、定員合理化が行われる一方、増員については、政府の重要課題に適切に対応できる体制を整備しつつ、全体として増員を抑制される中で、農林水産省において109人（平成27年7月の緊急増員3人を含む）の新規増が認められた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

行政機関職員定員令第1条定員

区 分	改正前	改正後	差引
本 省	16,617人	16,280人	▲337
林 野 庁	4,879人	4,839人	▲40
水 産 庁	883人	881人	▲2
計	22,379人	22,000人	▲379

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減のため、平成27年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成27年政令第176号）